

2 月議会議案反対討論

2017 年 3 月 17 日

甲第 2 号議案 平成 29 年度岡山市一般会計予算について、甲第 11 号議案 平成 29 年度岡山市介護保険費特別会計予算について、委員長報告に反対の立場で討論します。

まず、甲第 2 号議案 平成 29 年度岡山市一般会計予算中、歳入第 20 款財産収入、第 2 項財産売払収入中、後楽館中・高跡地売払収入 7 億 9830 万円についてです。

市民ネットは、9 月議会の市長答弁「後楽館中・高跡地を民間に売却したい」について、その意志形成過程の情報開示を求めてきました。しかし、先ほど、総務委員長の報告にもありましたが、「議事録は作成していない。教育委員会、財政局、政策局の担当課長が立ち話等で方針を決定し、市長レクに臨んだ。」との答弁が今議会の総務委員会でありました。また、行政財産（教育財産）の用途廃止及び引継ぎについての文書に書かれている「売却を含めた民間活用を検討する」についても、「議事録はない、教育委員会では協議をしていない」ことが 11 月議会の教育長答弁で明らかになっています。

岡山市文書取扱規程の第 3 条、文書作成義務には「事案を処理する場合は、原則として文書を作成しなければならない」とあります。

国の「公文書等の管理に関する法律」文書の作成基準（第 4 条）には、「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に、資するため、当該行政機関における経緯も含めた意志決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡づけ、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」とあります。

この法律の第 1 条（目的）は、「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」です。

今議会で「文書作成に関する規定は、国の公文書等の管理に関する法律の趣旨に沿っている」と総務局長は答弁しており、岡山市において特別な基準は作っていません。

そうであるなら、後楽館中・高跡地の民間売却を決定する意志決定に至る過程、事業の実績を合理的に跡づけ、検証することのできる文書は作成しなければならないはずで、その文書が存在しないということは、「公文書等の管理に関する法律」に逸脱していると考えられます。

また、当局より示されている最低売却価格 7 億 9830 万円については、不動産鑑定評価額も建物の解体価格も示されていません。したがってこの最低売却価格が妥当なものかどうか判断するすべがありません。

当局のいうポテンシャルの高い、中心市街地のこの土地は市民の貴重な財産です。この土地の活用方法について市民に問うこともなく、議会に図ることもないままに、民間売却の方針が決定されました。そして、その意志形成過程の議事録は、存在せず、議会は検証することもできません。

よって、後楽館中・高跡地の民間売却に係る歳入 7 億 9830 万円に反対します。

次に、歳出第 4 款衛生費第 1 項保健衛生費第 30 目火葬場費中、斎場施設関連整備費補助金 5000 万円についてです。

新斎場整備については、いまだ現地の皆さんの賛成同意が得られないまま、その事業が進められています。賛成と言われている町内の中にも、建設候補地とされる場所に一番近い地域では、全員が反対の意思を明確にされています。それにも関わらず、新年度の予算には斎場施設関連整備費補助金として 5000 万円が計上されています。28 年度にも同様の補助金があり、その使われ方は、馬屋上学区の一部で作られている新斎場整備事業推進協議会を構成する町内会のみに使われています。迷惑施設に対する補償金的な性格だというなら、迷惑を被る方すべてに支払うべきであり、このままでは不公平だといえます。これが第一の理由です。

28 年度の補助金は、22 の事業に 2199 万 8013 円が使われています。この補助金には、本人負担や地元負担がありません。岡山市の補助金の使い方にはルールがあります。例えば、町内会所有の集会施設であれば、地元負担が 3 分の 2 で、限度額は 350 万円ですが、それはこの場合、適用されていません。ルールの例外である根拠は、独自の補助金要綱だと言われますが、要綱は条例と違って当局が自由に作るもので、作り放題です。現に 22 の事業には 22 の要綱があり、事業名と金額が違うだけで同じ様式の要綱です。これでは、補助金の名を借りたバラマキと言えます。補助金は適正に支出し、目的のために正しく使われなければならないという市のルールに外れています。これが第二の理由です。

この事業に賛成すれば補助金をたくさん出し、そうでなければ一円も出さないというやり方は、金銭で市民の心を釣ろうとするものではありませんか。地方公共団体がもっともしてはならない行為だといえます。これが第三の理由です。

要綱さえあればいくらでも補助金が出せるというのは、青天井で市の予算が使われることと同じです。こうした予算は市の健全財政を守る意味からも、認めるべきではないと考えます。これが第4の理由です。

以上の理由から、私たち市民ネットはこの予算に反対します。

次に、甲第11号議案 平成29年度岡山市介護保険費特別会計予算についてです。

岡山市は、4月から総合事業を始めます。総合事業とは、地域包括ケアシステム構築の一貫として、介護保険制度における要支援1、2の方の訪問介護と通所介護を介護保険の予防給付からはずし、自治体独自の事業に移行するというものです。

岡山市では、現在、要支援1、2の方はおよそ1万人。そのうち訪問介護は約2200人、通所介護は約3000人の方が利用しています。

訪問サービスの緩和型においては、サービス提供する人は、岡山市指定の研修を受けただけの専門職でない方に、行われる場合もあり、本来の介護予防の質が低下するおそれがあります。通所サービスの緩和型は、事業所全体としても資格要件はなく、適切な指導や、事故があったときの対応が心配されます。

岡山市保健福祉政策審議会の委員の意見にも、「基準を緩和し、報酬を抑えた場合に、サービスの質は落ちないのか。基準を緩和した新規の事業所で、事故が生じたりしないように、サービスの質については、しっかりとした担保を取っていただきたい」、緩和した基準による通所サービスについても、「リハビリ職を活用した専門的な援助をすべきではないか」とあります。

岡山市のホームページ Q & A には、「生活支援サービス利用を勧めたが、拒否された時は介護予防サービス(現行相当)の利用でも良いのか」という問いに、「本人の状態像によって、利用できるサービスが異なることの違いを得てください。なお、訪問型サービスで身体介護の必要性がない場合は、介護予防サービスは利用できません」とあります。本人やご家族が現行型を希望しておられるのに緩和型になる場合が考えられます。

また、事業所からみれば、経営への影響、労働者の給料の引き下げが心配されます。現状でも介護士の賃金は低いとされていますが、さらに下げることをしてはいけません。今回の移行により、良質な事業所が事業をやめるといった話も届いています。

この総合事業は、介護保険にかかる費用を減らそうという国の考え方に基づいています。国は上限規制をしており、岡山市の移行期となる29年度は特例として前年度のサービス料金の110%まで認められます。しかし、30年以降

は、後期高齢者数の伸び率しか増加を認めません。岡山市の場合は約 3 % であり、これを超えると国は「個別判断」という仕組みを考えています。

現行型サービスから緩和型サービスへ、本人や家族の希望にそわない移行が懸念されます。それは「介護離職ゼロ」とは反対の道だといえます。よって、この介護保険費特別会計に反対します。